

# 「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（仮称）」

（素案）

## 策定の趣旨

牛海綿状脳症（BSE）の発生や食品の虚偽表示など食の安全・安心を揺るがす事件が多発し、食品安全基本法が制定された。

法を受け、平成16年3月にとちぎ食品安全確保指針、平成17年3月にとちぎ食の安全・安心行動計画を策定し、体制を整備した。

平成18年6月に県民の健康の保護が最も重要であるとの基本的認識のもとに「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」が制定された。

本計画は、法並びに条例の趣旨に基づき、行政、事業者、県民が協働して食の安全、安心及び信頼性の確保に関する施策を計画的に推進するために策定する。

## 計画の位置づけ

食品安全基本法 第7条

とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例 第8条

栃木県総合計画「とちぎ元気プラン」の部門計画

とちぎ食品安全確保指針の廃止

## 計画期間

年

## 基本的な考え方

条例第3条の基本理念のもと、以下の考え方を基本に計画を策定する。

- ・食品の生産から消費に至る一貫した食品の安全と信頼の確保（体系123）
- ・関係者の相互理解と協働の推進（体系4）
- ・食の安全と信頼を支える体制の整備と関係機関の連携（体系5）

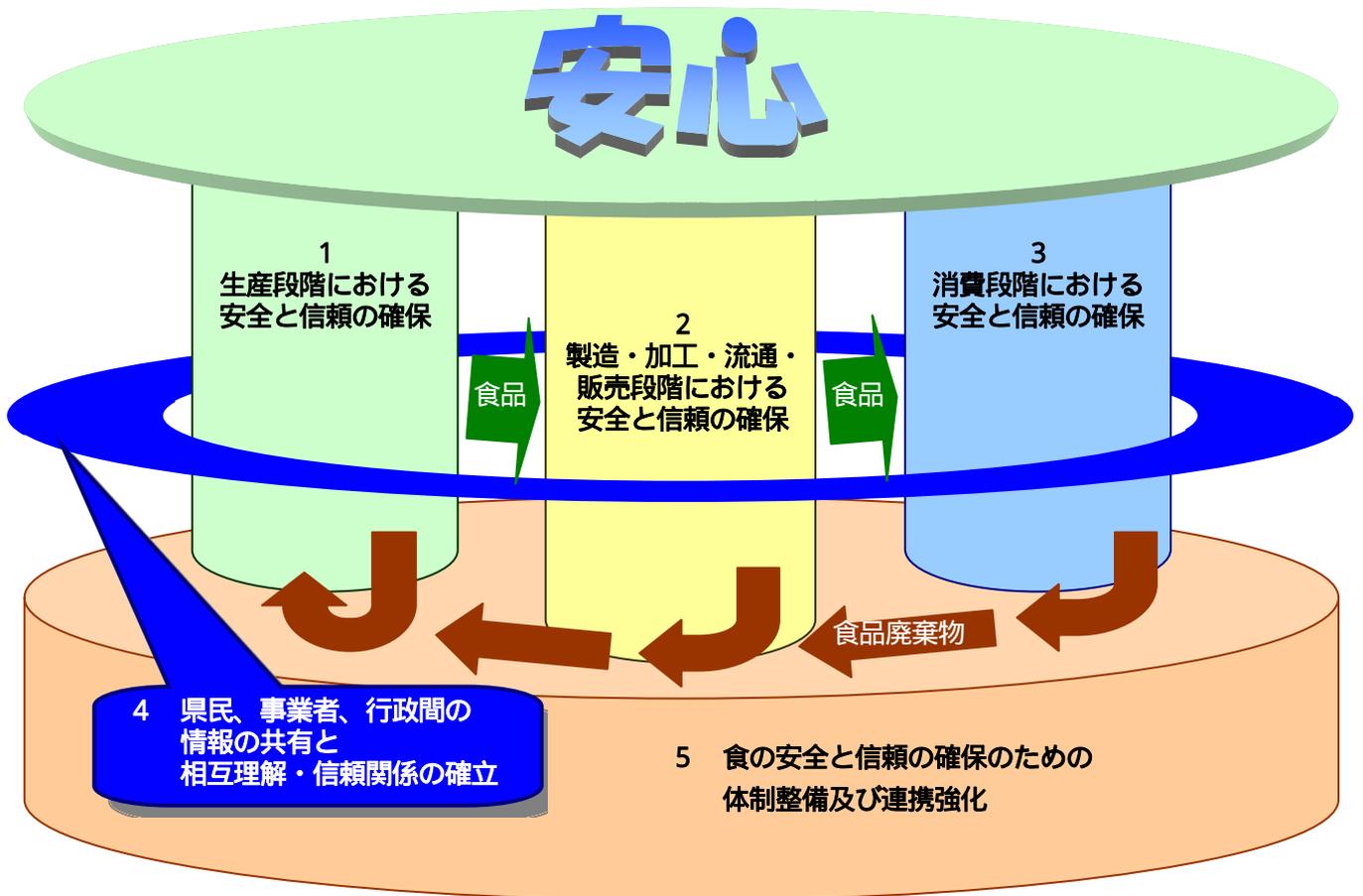
基本理念（条例第3条関係）

食の安全・安心・信頼性の確保は、次の基本理念の下に行う

- ・**県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識**の下に県及び事業者において必要な措置が講じられること。
- ・本県の食文化や食習慣を踏まえた食と農に対する理解を促進させる活動及び食育の推進によって、県、事業者及び県民がそれぞれの責務若しくは役割を果たし、又は**相互の信頼**の下に取り組むこと。
- ・科学的知見に基づき、**県が国及び市町村と連携協力を緊密にして適切な施策**を講ずること。
- ・県及び事業者における情報の公開並びに県民との意見の交換等による情報の共有化を推進して**共通認識の形成**をはかること
- ・食品の生産の方法及び流通の過程において、**循環型社会の視点に配慮**すること。

## 考え方のスタンス

生産から消費に至る一貫した食品の安全性が確保され、県民、事業者、行政相互の理解と信頼があってはじめて、食に対する安心が生まれる。



## 施策の体系



## 1 生産段階における安全と信頼の確保

### (1) 安全な農産物の生産

農産物（特用林産物（食用）を含む）のGAP（農業生産工程管理）の取組を推進するとともに畜産農家や養殖魚生産業者の衛生水準及び安全性に関する意識を向上させ、消費者の視点に立ったより安全性の高い農産物を提供します。また、循環型社会の視点に配慮し、環境と調和のとれた農業生産を推進します。

### (2) 生産者等に対する監視指導の強化

農薬や動物用医薬品及び肥料・飼料の流通・販売等における監視指導並びに生産者における適正な使用について指導を徹底します。

### (3) トレーサビリティの考え方の導入促進

消費者の信頼を確保するため、農産物の生産履歴や畜産物の飼養情報の公開の取組を促進します。

## 2 製造・加工・流通・販売段階における安全と信頼の確保

### (1) 食品営業者等による自主衛生管理

HACCP（ハサップ）方式を取り入れた自主衛生管理の導入や食の安全に関する知識・技術の習得を支援し、食品の製造、加工等の段階において循環型社会の視点に配慮しながら、より安全性の高い食品を供給します。

### (2) 食品営業者等に対する監視指導の強化

危害度や行政処分の状況等を勘案した監視指導計画のもと、食品営業施設や食品流通拠点のほか、学校・病院等の給食施設、とちく場及び食鳥処理場に対する監視指導を強化します。また、農産物の残留農薬など、食品の検査についても充実させます。

### (3) 食品表示の適正化の推進

食品衛生法、JAS法、健康増進法、景品表示法など複数の法律によって規制されている食品表示に対する監視指導を強化し、関係部局が連携して対処することにより不適切な表示を排除し、消費者の食品表示に対する信頼を確保します。

## 3 消費段階における安全と信頼の確保

### (1) 食品の安全性に関する理解促進

消費者に対し、科学的知見に基づく食品の安全性に関する情報や食中毒予防、食品表示の知識等を積極的に提供し、食品の安全性について判断できる取組を推進します。

### (2) 消費者相談体制の充実

消費者からの食品の安全性に関する様々な相談や食と農に関する相談等に対して適切な情報提供や助言、対策等を実施します。

### (3) 食育の推進

生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むため、食に関する知識を食を選択する力を習得し、循環型社会の視点に配慮しながら健全な食生活が実践できるよう食育を推進します。

#### 4 県民、事業者、行政間の情報の共有と相互理解・信頼関係の確立

##### (1) 食品に関する情報の提供

生産から消費にいたるまでのすべての関係者に食品の安全性に関する情報をわかりやすく提供するとともに、情報の公開を推進します。

##### (2) リスクコミュニケーションの推進

食品の安全性に関する意見交換を促進し、生産から消費までの各段階の関係者の知識と理解を深めることにより、関係者相互の信頼を築きます。

##### (3) 事業者と消費者の相互理解の推進と支援

生産から消費に至る食に関する情報提供や体験活動を促進することにより、事業者と消費者との相互理解を推進し、食品供給に対する信頼性の向上に努めます。

#### 5 食の安全と信頼の確保のための体制整備及び連携強化

##### (1) 食品安全行政の総合的推進

食品の安全確保に関する全庁的な推進体制である「栃木県食品安全推進本部」を中心に「とちぎ食の安全・安心推進会議」の意見を聴き、国、他の自治体等関係機関との密接な連携と情報交換を図りながら、総合的かつ効果的な食品安全行政の推進に努めます。

##### (2) 監視指導及び検査体制の充実・強化並びに人材の育成

複雑、多様化する監視業務や相談業務に対応できる体制を整えるため、関係する法律に基づく監視指導、相談業務、試験検査等に従事する職員の資質を向上させるなど、監視指導及び検査体制の充実・強化を図るとともに、食品の安全性に関する専門の知識を有する人材を育成します。

##### (3) 安全な食品を生産するための技術開発と食の安全に関する研究の推進

生産段階では、食の安全に配慮した生産技術の開発や管理技術の研究、製造、加工、流通・販売段階では、食品の効率的な検査手法等の研究などを推進します。

##### (4) 健康危機管理体制の確立

食品による健康被害について、未然防止、発生時の対策、再発防止のための危機管理体制を強化し、県民の健康を保護します。

### 4 県民、事業者、行政間の情報の共有と相互理解・信頼関係の確立 (2) リスクコミュニケーションの推進

大綱部分

#### 施策の方向(施策目標)

食品の安全性に関する意見交換を推進し、生産から消費までの各段階の関係者の知識と理解を深めることにより、関係者相互の信頼を築きます。

#### 現状と課題

- ・食の安全に対する不安は、食品のリスクそのものに加え、食品を供給する事業者やリスク管理を行う行政との間の信頼関係の不足によることが指摘されています。
- ・消費者・食品関係事業者・行政等、食に関する様々な立場相互の信頼関係を築き、適正なリスク管理に基づく食品の安全性の更なる向上のため、相互に情報を共有し意見を交換するリスクコミュニケーションの推進が求められています。

.....

#### 施策の展開

##### 食に関する様々な立場相互の意見交換の促進

- ・とちぎ食の安全・安心推進会議において、食に関する様々な立場の代表者による意見や情報の交換を図り、相互理解を深めます
- ・広く県民を対象とした意見交換会を県内各地域において開催し、意見や情報の交換を促進します。
- ・関係職員の派遣や人材の育成を通じて、食品関連事業者等による食の安全に関する意見交換会の開催を支援します。

.....

指標

実施事業	平成20年度	平成21年度	平成22年度
とちぎ食品安全フォーラムの開催	回	回	回
・・・・・・・・・・・・・・・・	回	回	回

写真、イラスト、資料、用語説明など